

2. 賃金の一部である通勤手当を保険料の算定対象から除外することについて

<理論上の課題>

「賃金」と位置づけられているものは全て保険料の算定対象としている現行制度の下で、通勤手当だけを算定対象から外すことについては、

- ・ 賃金、報酬の対象とされている他の手当と取扱いを区別する論拠(実費弁償か否か)
- ・ 所得税法においては、旅費に準ずるものと捉えつつ、通勤手当は通勤に要する費用に充てられる実費弁償的な性格を有するものとの考え方から、1ヵ月10万円以下までは非課税所得とされているのに比し、社会保険においては、旅費とは異なるものと捉え、実費弁償的とは認めながらも労働の対償と位置づけ、保険料の賦課対象としてきた今日までの経緯に立脚した取扱い変更についての論理的説明
- ・ 実費弁償的な通勤手当と上限付きや定額などの実費弁償的でない通勤手当とが併存している現状の下でのあるべき対応
- ・ 通勤手当が支払われない会社に勤務する従業員との公平性に関する考察などについての論点整理と具体的かつ現実的な分析・検討が必要である。

<財政上の課題>

保険料賦課ベースが小さくなることに伴い、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の各制度における保険料収入が減少することが不可避となる。その影響を排除し、各制度の現行の給付水準を維持するためには、それぞれの制度における保険料率の引き上げ、あるいは制度に応じた給付率の引き上げが必要となる。

<社会的影響の課題>

企業規模、業種、所得水準などによる通勤手当の支給状況の違いによる影響の評価。(一般的には大企業から中小企業へ負担が移転すると考えられる。)

前回資料

2. 賃金の一部である通勤手当を保険料の算定対象から除外することについて

<理論上の課題>

- 現在「賃金」であるのに保険料算定対象に含まれていないものはない。通勤手当だけを算定対象から外すことについては、
 - ・ その根拠、他の手当との違い
 - ・ 実費弁償的でない（上限付きや定額などの）通勤手当の整理
 - ・ 通勤手当が支払われない会社に勤務する従業員との公平などの整理が必要。
- ※なお、所得税法においては、通勤手当は、給与所得者に対して支給される通勤手当は通勤に要する費用に充てられる実費弁償的なものと考え方から、通常必要と認められる範囲までは非課税所得と整理されている。

<財政上の課題>

- 保険料賦課ベースが小さくなり、保険料収入が減少。
 - その影響により、
 - ・ 保険料賦課と給付が直接には連動しない制度・給付においては、保険料率の引き上げが必要となる。
 - ・ 保険料賦課と給付が直接連動する（保険料賦課標準となった報酬（賃金）額を基礎に給付額が算定される）制度・給付においては、給付内容の算定の基礎となる標準報酬又は賃金日額が減少することで、給付内容が低下する。
- ※労災保険、雇用保険において、給付の際の賃金日額を単純に引き下げれば、給付内容も低下する。
 ※労災保険は、労働基準法上の使用者の災害補償責任を担保する役割を果たしていることに留意が必要。
 ※医療保険においても、標準報酬日額を元に支給される傷病手当金・出産手当金は低下する。

<社会的影響の課題>

- 企業規模、業種、所得水準などによる通勤手当の支給状況の違いによる影響の評価。
- 4 （一般的には大企業から中小企業へ負担が移転すると考えられる。）

今回資料（訂正・補正後）

2. 賃金の一部である通勤手当を保険料の算定対象から除外することについて

<理論上の課題>

- 「賃金」と位置づけられているものは全て保険料の算定対象としている現行制度の下で、通勤手当だけを算定対象から外すことについては、
- ・ 賃金、報酬の対象とされている他の手当と取扱いを区別する論拠（実費弁償か否か）
 - ・ 所得税法においては、旅費に準ずるものと捉えつつ、通勤手当は通勤に要する費用に充てられる実費弁償的な性格を有するものとの考え方から、1ヵ月10万円以下までは非課税所得とされているのに比し、社会保険においては、旅費とは異なるものと捉え、実費弁償的とは認めながらも労働の対償と位置づけ、保険料の賦課対象としてきた今日までの経緯に立脚した取扱い変更についての論理的説明
 - ・ 実費弁償的な通勤手当と上限付きや定額などの実費弁償的でない通勤手当とが併存している現状の下でのあるべき対応
 - ・ 通勤手当が支払われない会社に勤務する従業員との公平性に関する考察などについての論点整理と具体的かつ現実的な分析・検討が必要である。

<財政上の課題>

- 保険料賦課ベースが小さくなることに伴い、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の各制度における保険料収入が減少することが不可避となる。
 その影響を排除し、各制度の現行の給付水準を維持するためには、それぞれの制度における保険料率の引き上げ、あるいは制度に応じた給付率の引き上げが必要となる。

<社会的影響の課題>

- 企業規模、業種、所得水準などによる通勤手当の支給状況の違いによる影響の評価。
- 4 （一般的には大企業から中小企業へ負担が移転すると考えられる。）

保険料賦課ベースが小さくなることに伴い、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の各制度における保険料収入が減少することが不可避となる。その影響を排除し、各制度の現行の給付水準を維持するためには、それぞれの制度における保険料率の引き上げ、あるいは制度に応じた給付率の引き上げが必要となる。前記の前提の下での影響試算の結果は以下の通り。

<医療・介護保険制度に与える影響>

医療・介護保険制度における給付水準を維持するためには、粗い推計で、協会けんぽで0.4～0.5%程度、組合健保で平均0.2～0.3%程度の保険料率の引き上げが必要となる。なお、傷病手当金、出産手当金の給付水準維持のための財政措置については、前記の各保険料率の引き上げによって充当されるものである。

<厚生年金保険制度に与える影響>

現行制度を前提とした保険料収入と給付水準を確保・維持するためには、保険料徴収及び年金給付両面における個別・具体的な制度にわたる変更が不可避となるが、それを前提とした粗い推計によれば、保険料率(2017年度以降の最終保険料率18.3%)は0.5～0.6%程度の引き上げが必要となる。

なお、この場合の精緻な財政影響の把握には、詳細な制度設計を行った上での財政計算の実施が必要である。

<雇用保険制度に与える影響>

賦課対象の縮小をそのまま適用する場合においても雇用保険制度における現行の給付水準を維持するための財源確保には、粗い推計で0.04%程度(現行1.35%)の保険料率の引き上げが必要となる。

<労災保険制度に与える影響>

賦課対象の縮小をそのまま適用する場合においても労災保険制度における現行の給付水準を維持するための財源確保には、粗い推計で0.01～0.4%程度の保険料率(業種ごとに設定)の引き上げが必要となる。

前回資料

【各制度に与える影響】

<健康保険に与える影響(保険料賦課と給付が直接には連動しない制度・給付)>

○医療保険の保険料に対して、粗く推計すると、協会けんぽで0.3~0.4%程度、組合健保で平均0.2~0.3%程度の引き上げが必要となる。

<厚生年金に与える影響(保険料賦課と給付が直接連動する制度・給付)>

○現行制度を前提とすれば、保険料賦課対象が縮小する分、スライド率算定の基礎となる平均標準報酬月額が低下し、それを元に算定される年金額も低下する。

(参考)3%低下した場合の年金額

基礎年金	65,541円(H24)	63,574円(▲1,967円)
厚生年金(標準世帯)	230,940円(H24)	224,011円(▲6,929円)

※実際には、3年の移動平均をインデックスにしているため、3年かけて水準が低下することになる。

○年金額を低下させないためには、年金の支給水準を引き上げる制度改正が必要。

※この場合の財政影響については、制度設計を行った上で、一定期間の収支均衡が図られるよう財政計算を行う必要がある。

※労災保険、雇用保険において、給付の際の賃金日額を単純に引き下げれば、給付内容も低下する。

※労災保険は、労働基準法上の使用者の災害補償責任を担保する役割を果たしていることに留意が必要。

(給付内容が同様であれば、保険料率の引き上げが必要となる)

8

今回資料(補正後)

【各制度に与える影響】

保険料賦課ベースが小さくなることに伴い、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の各制度における保険料収入が減少することが不可避となる。その影響を排除し、各制度の現行の給付水準を維持するためには、それぞれの制度における保険料率の引き上げ、あるいは制度に応じた給付率の引き上げが必要となる。前記の前提の下での影響試算の結果は以下の通り。

<医療・介護保険制度に与える影響>

医療・介護保険制度における給付水準を維持するためには、粗い推計で、協会けんぽで0.4~0.5%程度、組合健保で平均0.2~0.3%程度の保険料率の引き上げが必要となる。なお、傷病手当金、出産手当金の給付水準維持のための財政措置については、前記の各保険料率の引き上げによって充当されるものである。

<厚生年金保険制度に与える影響>

現行制度を前提とした保険料収入と給付水準を確保・維持するためには、保険料徴収及び年金給付両面における個別・具体的な制度にわたる変更が不可避となるが、それを前提とした粗い推計によれば、保険料率(2017年度以降の最終保険料率18.3%)は0.5~0.6%程度の引き上げが必要となる。

なお、この場合の精緻な財政影響の把握には、詳細な制度設計を行った上での財政計算の実施が必要である。

<雇用保険制度に与える影響>

賦課対象の縮小をそのまま適用する場合においても雇用保険制度における現行の給付水準を維持するための財源確保には、粗い推計で0.04%程度(現行1.35%)の保険料率の引き上げが必要となる。

<労災保険制度に与える影響>

賦課対象の縮小をそのまま適用する場合においても労災保険制度における現行の給付水準を維持するための財源確保には、粗い推計で0.01~0.4%程度の保険料率(業種ごとに設定)の引き上げが必要となる。

8